

# 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会

## 個人情報等保護規程

(平成18年規程第6号)

### 第1章 総 則

(趣 旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）における個人情報等の保護の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

**第2条** この規程における用語の意義は、この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会情報公開規程（平成20年規程第11号。以下「情報公開規程」という。）第2条に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人情報等 個人情報及び死者情報（春日井市個人情報等保護条例（令和4年春日井市条例第32号）第2条第2項第2号に規定する死者情報をいう。）

(3) 個人識別符号 個人情報保護法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

(4) 要配慮個人情報等 個人情報保護法第2条第3項に規定する記述等が含まれる要配慮個人情報をいう。

(5) 保有個人情報等 本会の職員（役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報等であつて、本会の職員が組織的に利用するものとして、本

会が保有しているものをいう。ただし、文書（情報公開規程第2条に規定する文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

- (6) 特定個人情報等 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報等をいう。
- (7) 保有特定個人情報等 本会の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報等であって、本会の職員が組織的に利用するものとして、本会が保有しているものをいう。ただし、文書に記録されているものに限る。
- (8) 本人 個人情報等から識別される特定の個人をいう。

## 第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報等の保有の制限等）

**第3条** 本会は、個人情報等を保有するに当たっては、本会が行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 本会は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報等を保有してはならない。
- 3 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

**第4条** 本会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報等を取得するときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、本会又は国の機関、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

**第5条** 本会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報等を利用してはならない。

(適正な取得)

**第6条** 本会は、偽りその他不正な手段により個人情報等を取得してはならない。

(正確性の確保)

**第7条** 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報等が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

**第8条** 本会は、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損の防止その他保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、本会から個人情報等を取り扱う業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

**第9条** 個人情報等の取扱いに従事する本会の職員若しくは職員であった者、前条第2項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は本会において個人情報等の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

**第10条** 本会は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報等（保有特定個人情報等を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報等を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又

は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 本会が行う事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報等を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報等を利用することについて相当な理由があるとき。
- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報等を提供する場合において、保有個人情報等の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報等を利用し、かつ、当該個人情報等を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報等を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報等を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報等の利用又は提供を制限する法令の規定の適用を妨げるものではない。

(保有特定個人情報等の利用の制限)

**第10条の2** 本会は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報等を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報等を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報等を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報等の提供を受ける者に対する措置要求)

**第11条** 本会は、利用目的のために又は第10条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報等の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報等について、その利用目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の

個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人情報等取扱事務登録簿の作成及び公表)

**第12条** 本会は、個人情報等を取り扱う事務（以下「個人情報等取扱事務」という。）について個人情報等取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備えなければならない。

2 本会は、個人情報等取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報等取扱事務の名称
- (2) 個人情報等取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報等の利用目的
- (4) 個人情報等の対象者の範囲
- (5) 個人情報等の記録項目
- (6) 個人情報等に要配慮個人情報等が含まれるときは、その旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が定める事項

3 本会は、前項の規定により登録した個人情報等取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録を抹消しなければならない。

4 本会は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

### 第3章 開示、訂正及び利用停止

(開示請求)

**第13条** 何人も、この規程の定めるところにより、本会に対し、本会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続き)

**第14条** 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を本会に提出して行うものとする。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている文書の名称その他開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2項に掲げるもののほか、会長が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、会長が定めるところにより開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出するものとする。

3 本会は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、本会は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

（保有個人情報の開示）

**第15条** 本会は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（前条第2項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第22条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別できることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が本会の職員、公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2

条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、本会の職員及び公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(本会、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 本会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 本会が第19条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると本会が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 本会並びに国の機関、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

- (6) 本会又は国の機関、独立行政法人、地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(部分開示)

**第16条** 本会は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分について開示するものとする。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有個人情報の存否に関する情報)

**第17条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、本会は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

**第18条** 本会は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し、会長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第4条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 本会は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

**第19条** 開示決定等は、開示請求があった日から起算して14日以内にするものとする。

ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

**第20条** 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、本会は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、本会は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

**第21条** 開示請求に係る保有個人情報に本会、春日井市及び開示請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、本会は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他会長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 本会は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第15条第2号イ又は同条第3号ただし書に

規定する情報に該当すると認められるときは、第18条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他会長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 本会は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を置かなければならない。この場合において、本会は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

**第22条** 保有個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して会長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、本会は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（費用負担）

**第23条** 前条の規定に基づき写しの交付（電磁的記録に記録されているときは会長が定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（訂正請求）

**第24条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第31条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この規程の定めるところにより、本会对し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第38条第1項の法令の規定により開示

を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にするものとする。

（訂正請求の手続き）

**第25条** 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を本会に提出してするものとする。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長の定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、会長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出するものとする。

3 本会は、訂正申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正）

**第26条** 本会は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行わなければならない。

（訂正請求に対する措置）

**第27条** 本会は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするとき又は訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

**第28条** 前条の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にするものとする。ただし、第25条第3項の規定により補正を求めた場合に

あつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本会は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

**第29条** 本会は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、本会は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

**第30条** 本会は、第27条の規定による訂正をする旨の決定(以下「訂正決定」という。)に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求)

**第31条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思量するときは、この規程の定めるところにより、本会对し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

- (1) 第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取得されているとき、第10条第1項及び第2項若しくは第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第10条第1項及び第2項又は番号法第19条の規定に違反して提供されていると

き当該保有個人情報の提供の停止

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にするものとする。  
（利用停止請求の手続き）

**第32条** 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を本会に提出してするものとする。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が定める事項
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、会長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出するものとする。
  - 3 本会は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。  
（保有個人情報の利用停止）

**第33条** 本会は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、本会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするものとする。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障をおよぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

**第34条** 本会は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするとき又は利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

**第35条** 前条の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にするものとする。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本会は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

**第36条** 本会は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、本会は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(理由の説明)

**第37条** 本会は、第18条第2項、第27条又は第34条の規定により、本人から請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(他の制度との調整)

**第38条** 本会は、法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が第22条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りではない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第22条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(異議の申出)

**第39条** 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服のある者は、当該決定等を知った日の翌日から起算して3か月以内に、本会に対して書面により異議の申出をすることができる。

2 本会は、前項の異議の申出があったときは、春日井市長の意見を聴いて、当該異議の申出に回答するものとする。

#### 第4章 雑 則

(苦情処理)

**第40条** 本会は、本会における個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(委 任)

**第41条** この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

**附 則** (平成18年規程第6号)

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年規程第8号)

(施行期日)

この規程は、理事会の議決の日(平成19年12月18日)から施行する。

**附 則** (平成20年規程第16号)

(施行期日)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

**附 則** (平成27年規程第8号)

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

**附 則** (令和5年規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に行われている改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協

議会個人情報保護規程第13条第2項の個人情報取扱事務であって、改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会個人情報保護規程（次項において「改正後の個人情報保護規程」という。）第12条第2項第6号に掲げる事項を含むものについては、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ、次に」とあるのは、「については、令和5年6月30日までに、第6号に」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 3 改正後の個人情報保護規程第17条及び第18条の規定は、この規程の施行の日以後に行われる保有個人情報の開示請求について適用し、同日前に行われた保有個人情報の開示請求については、なお従前の例による。



